



昭和43年7月16日 京都市東山区「ホテル楠莊」において全国青年税理士連盟京都大会（正式には第一回代議員総会）が開催された。

発行所
全国青年税理士連盟
東京都豊島区南池袋
2-13-10(03)987-4416
(前田税理士事務所内)
編集並運行人 寺西一三

全国青年税理士連盟京都大会盛大に開催

足後、初の全国大会が、
七月十六日午後二時より
京都市東山区「ホテル楠
莊」に於て開催された。
当日は真夏の暑さにもの
かかわらず、役員、代議
員、会員約百三十名が出
席し、来賓として植木充
敏先生（参院・京都・自
民）横山利秋先生（衆院
・愛知・社会）永末英一
先生（衆院・京都・民社）
勝間田社会党委員長、野
々山一三先生、藤原大阪
税理士会々長、（日税連
会長代理）溝田東京税理
士会々長、北川名古屋税
理士会副会長、関本東京
税理士会副会長、広瀬大
税理士会副会長、加藤全国
税京都支部長、刻橋田義明
婦人税理士連盟会長等多
数の諸先生を迎えて、定
刻橋田義明君（大阪）司
会のもとに開会した。

まず、開会のことばを

今回の大会委員長である
森金次郎君（大阪）が述
べ、代表幹事前田宜久君

以上の各号議案について出席した
代議員、役員により終始活癡な意
見の表明と真剣な討議があつたの
ちいすれも原案通り可決された。
第六号議案 役員選任の件
服部徹義君（東京）が選衡委員
長となり、委員六名で選衡の結果
代表幹事二名はいすれも再選する
こととし、次のように決定した。
尚担当幹事は、役員会で選任する
こととなつた。
代表幹事 前田宜久（東京）
副代表幹事 森金次郎（大阪）
同 加茂 武（名古屋）
鈴木周三（東京）
第七号議案 大会決議文決定の

第一号議案	同收支決算並びに 財産目録等承認の件
第三号議案	同会計監査報告
第四号議案	昭和四十三年度事業計画案承認の件
第五号議案	同収支予算案承認の件

（東京）の挨拶があり、ついで議長に前田代表幹事を選任し、議事に入った。

田代表幹事より第二年度の本連盟の活動についての力強い決意が表明された。

なお総会終了後研究部主催の講演会が催され、「世界情勢について」と題して、京大教授上坂堯先
生の講演があり、厚生部主催の懇親会が和やかに催され、翌日には祇園祭の鉾巡行を観覽し、散会した。
第二回、第三回の大会には文字通り全国の志を同じくする青年税理士が一堂に会し、第一回にまさる成果を挙げるべく、積極的に組織の拡大を図りたいと考えてい

第七號議案

大会決議文決定の

代表幹事 前田宜久（東京）
副代表幹事 同 森金次郎（大阪）
同 加茂武（名古屋）
鈴木周三（東京）

第二回、第三回の大会には文字通り全国の志を同じくする青年税理士が一堂に会し、第一回にまさる成果を挙げるべく、積極的に組織の拡大を図りたいと考えてい
る。

件 加茂武君（名古屋）より提案があり、日税連の法対策本部が、昨年一二月吉成としていること

大会決議の具体化と各部事業を決定

昭和四十年度、第一回役員会は八月二十四日、名古屋税理士会館において開催され、極暑にもかかわらず東京、大阪、名古屋の全責任会員三十名が出席し、司会桑原裕（東京）議長前田宜久（東京）によって約四時間にわたり熱心に本年度の会務の運営について審議が行なわれた。

(+) 各単位会選出役員の決定

代表幹事、副代表幹事は、さきの京都における総会で再選されているので、各單位会選出の役員が選任された。

(+) 各単位会選出代議員の決定

七月一日現在の各単位会の会員数により、大阪合同二十四名、東京十七名、名古屋十二名の合計五十三名の代議員が決定した。

(+) 各部事業計画の打合

当日選任された各部幹事が各部ごとに別れて、本年度の事業計画について慎重に審議し、各担当部長により具体的な計画が発表された。各部の予算額があまりにも少額にて、計画を具体的に推進するための資金の抽出の問題が今後に残された。

四 法改正問題について
京都において開催された第一回定期代議員総会で取上げられた法対策に関する運動方針について活発な意見交換が行なわれ、全会一致団結して、この問題に当ることとし副代表幹事を連絡委員として、情報交換等を図ることとした。

(4) 次回の定期代議員総会開催地について

原則として名古屋で開催するが東北地方、北海道地方、九州地方に青税連結成の動きがあるので、それらの地方で結成され、全国青税連に加入するならば、そこの地で次回の総会を開催し、名実共に全国青年税理士連盟として発展強化していくことになった。

役員会は午後五時閉会し、午後六時より東天閣にて懇親会にうつり郷土色豊かな歌が多く出し和気あいあいのうちに午後八時散会した。
(増田昌弘)

の感がありますが、獅子は一虎を捕えるに全力をつくし、一兎を捕えるに全能力をつくさなければなりません。税理士会の若獅子としての諸兄は、力と知識と、それらを活用する知恵を持つ必要は、全員がそれぞれ個々の努力をしなければならないことを意味します。若さと活力のみでは当面する諸問題の解決には不十分であることはいうまでもありません。

研究の方法は大別して次の区分になります。

- 一、外部より高度又は必要な知識を研修する。
- 二、内部の自発的研究を通じ研修する。
- 三、会員内部の共通問題を会員間で討論する。

このうち、二、三を中心に行ないたいと思います。

当面の問題として、岡部前部長の決定事項を継続事業として行ないます。

一、これから事務所はこうあるべきだ

二、私の事務所はこうしてきた

三、審査事例と結果

これらを会員から論文で募集し、研修の資料といたします。

長期的の共通討論の問題として、各単位会を中心に「税務監査論」を研究し、各単位会の中間報告をして、地域差による税法の解釈

以上の事業方針を実行するにあたり、各単位会の実情、法対策に関する諸研究のあり方等、時とところにより方針の一部をやむなく変更することもあるうかと存じますが、あらかじめご諒恕をお願いいたします。

◇ 厚生部事業活動方針

厚生部長 林 実

◇ 活動方針

全国青税連が結成されて以後、まだ日浅く厚生部の事業活動はほとんど行なわれていなかつたため、「研鑽と親睦」を旨とするわれら青年税理士の親睦のパイプを全国に通す目的で、今後積極的な事業活動を、予算と時間の許す限り実現して行きたいと思っております。各単位会では趣味別の厚生活動が行なわれているようですが、一人でも多く参加することが出来てかつ意義深いものを計画し、広域的な親交をすすめることにより、全青税の健全な発展の一助とした行なう。

△ 軟式野球大会▽

○ 日時　十一月九日（土）10時 東京、大阪、名古屋より各一チーム合計三チームによる総当たり戦を、日本軟式野球連盟ルールにて行なう。

- 場所 名古屋市熱田区旗屋町 熱田球場
- 参加人員
 - 一チーム 14名以内（監督、コーチを除く）の登録選手とする
 - なお、選手登録は十一月五日までに原生部長まで行なうものとする。
- 賞品 優勝チーム トロフィー及びレプリカ
- 参加賞 参加者全員
- 懇親会 競技終了後、参加者全員にて夕食会を開催。
- △ ゴルフ大会▽
- 日時 未定。
- 場所 但し、第二回定期総会の翌日。
- 競技方法 三好カンントリークラブ
- ホール メダルプレー
- ハンディキャップはキャラウエイハンディにより団体戦および個人戦を行なう。
- 参加人員 60名以内
- 日時 未定
- 場所 但し、第二回定期総会の翌日。
- 場所 定期総会会場周辺の旅館。
- 競技方法 日本純生麻雀ルールによる団体戦及び個人戦を行なう。
- 参加人員 80名以内2卓。

実情無視！

東京香山根

い将来改正法案として国会に上程されることが予想される。日税連も意見を諮詢され十月十日までに各単位会の意見を徵し、これを取りまとめて日税連の意見書を作成し、十月十六日答申した。東京税理士会の意見書によると、試案の第一から第十まで、すなわち監査役の職務権限の強化について、「中小会社に対する配慮がかけること、その意見をほとんど聞いていないこと等、種々の問題点があるが、監査役の権限及び地位の強化という基本的方向について特に意見はない。」と誠に意味のよく分らない表現をしている。暗にその基本的方向を是なりとして黙認するというのか、それとも眞面目に評価するに足りないという意味なのか。これが日税連の意見書になると、「監査役の権限ならびにその機能強化のための措置を講ずることは、現在の社会情勢下においては基本的方向としてはその必要性

はたして実効性の面から容認すべき然らざるかを考えみたい。思ふに昭和四十年三月山陽特殊鋼の倒産以来大企業が相次いで倒産して多数の下請業者や株主などに損害を与え、しかもそれらがいずれも粉飾決算により欠損をかくして配当をしたり、多額の役員賞与を取締役らが分け取つていた事が明るみに出るに及んで俄然、粉飾決算是是正されねばならない社会悪として世間の指弾を浴びるに至つた。そしてこれらの大企業の粉飾決算を監査しながらこれを明らかにせず、虚偽の監査証明を書いた公認会計士に対する世間の信頼は低下した。粉飾決算の追放というお題目が始まったこの問題は無能の監査役を廃止し、会計監査人により全法人を監査させようという、当局の意図が某紙によって

はたして実効性の面から容認すべき然らざるかを考えみたい。思ふに昭和四十年三月山陽特殊鋼の倒産以来大企業が相次いで倒産して多数の下請業者や株主などに損害を与え、しかもそれらがいずれも粉飾決算により欠損をかくして配当をしたり、多額の役員賞与を取締役らが分け取つていた事が明るみに出るに及んで俄然、粉飾決算是是正されねばならない社会悪として世間の指弾を浴びるに至つた。そしてこれらの大企業の粉飾決算を監査しながらこれを明らかにせず、虚偽の監査証明を書いた公認会計士に対する世間の信頼は低下した。粉飾決算の追放というお題目が始まったこの問題は無能の監査役を廃止し、会計監査人により全法人を監査させようという、当局の意図が某紙によって

はたして実効性の面から容認すべき然らざるかを考えみたい。思ふに昭和四十年三月山陽特殊鋼の倒産以来大企業が相次いで倒産して多数の下請業者や株主などに損害を与え、しかもそれらがいずれも粉飾決算により欠損をかくして配当をしたり、多額の役員賞与を取締役らが分け取つていた事が明るみに出るに及んで俄然、粉飾決算是是正されねばならない社会悪として世間の指弾を浴びるに至つた。そしてこれらの大企業の粉飾決算を監査しながらこれを明らかにせず、虚偽の監査証明を書いた公認会計士に対する世間の信頼は低下した。粉飾決算の追放というお題目が始まったこの問題は無能の監査役を廃止し、会計監査人により全法人を監査させようという、当局の意図が某紙によって

意向に従属することになるわけである。法文上どんな権限を付与しても、その機能を果さないことは現行商法における取締役会の業務監査機能と同じことである。

更に試案第十一の大手会社の特例においては、監査役が從来から有していた会計監査機能を、資本金一億円以上の会社についてはこれを実質的にとり上げ、会計監査人の監査報告に基いて単に報告書を書くにすぎない地位に堕しているところを見ると、この試案の作成者もまた、監査役を有能とみていないものと思われる。資本金一億円未満の会社の会計監査には四週間の期間が与えられているが（試案第九の二）、一億円以上の会社の監査は、会計監査人が四週間かけてやって、監査役はその報告に基き一週間に内に報告書を提出せよ（試案第十一の七の4）にそれがよく表現されている。資本金一億円を境として、以下なら会計監査能力を有し、以上になると監査能力を失う監査役——そんなあり得ない監査役に何の期待ができるであろうか。

中小会社の監査役の実体は大部分が名目だけの監査役で、甚だしきは誰か一人、監査役を選任されれば登記できないので形式だけ選任されたことになっている監査役もあれば、任期満了後、再選さ

れたかどうか知らない監査役もいる。このような監査役の職務権限をいかに拡大強化したとて、実効性には全く無関係である。審議会とてこの実体を知らぬ筈がない。これを知りながら監査役の職務権限の拡大強化などといって、おなかもこれによって取締役等の不正をはじめ、企業の粉飾決算や、倒産が防げるかのごとき印象を世間一般に与えること、および、企業の倒産があれば法律の上では監査役の職務懈怠による責任であるかのことき無稽さを露呈することによって世間を欺くものであるということができる。経済社会の実情を無視し、実効的期待性がなくしかも世間を欺く怖れのある試案の基本的方向を容認するがごとき、日税連の意見書や、批判を避けている東京税理士会の態度は間違っていると思う。

十月十一日の東京青年税理士連盟の臨時総会における大会宣言、「試案について慎重に討議した結果、実効が少なくむしろ弊害の多いと解されるので、断固反対するとの基本的態度を明確にして、必然的に要請される経済関係法の抜本的改正を要求するため、積極的な運動を展開する。」これこそは率直かつ明快に、我々のとるべき基本的態度と指向を示している

太田発言について

東京高相芳彦

中央経済社発行、税理士、公認会計士受験指導誌「会計人コリー」ス」9月号に掲載された「職業会計人の将来性」というインタビューや中で、太田哲三氏は、株式会社の税務代理は公認会計士でなければならないといっている。その理由は、税理士の試験制度では、会計学の素養は十分に与えられていない。所得税程度のものならば、こうだが、法人税の問題になると公認会計士ぐらいいの素養がないと公認会計士がなればいけないというのである。

これは、はなはだしい謬論ともうかはない。一体、どのような根拠をもって、税理士の、会計学に関する素養が、公認会計士に劣るなどと断定できるのか。税理士試験は、簿記、財務諸表を必須科目としており、その試験は、公認会

会計士試験とくらべて少しも遜色がない。法人税法が所得税法のうち一つを選択することになつて、これらも、会計学の素養があるが、これらも、会計学の素養が十分でなければ、合格できない。

単に会計学の素養があるというだけで、株式会社の税務代理は公認会計士にかかるというのも、乱暴なはなしである。会計学や会計実務に熟達するばかりでなく、税法その他関連する諸法令について、広汎な知識経験をもたなければ、税理士の業務を満足に行なうことはできない。むしろ、公認会計士は、税理士としての適格性にかかるとさえいえる。

このように太田発言が税理士に關して無知であるばかりでなく、全く無責任なものである。

太田氏は、この発言の中で、「

従来の税務が幾ら税金をまけさせることであるといい、「私は税理士業務はやりませんが、相談だけは伺っております」、といつてい

る。税理士業務をやらない人が税理士業務について権威あるもののように発言し、従来の税務が請負事業のように税金をまけさせることが、税務代理は公認会計士にかかるというのも、乱暴なはなしである。会計学や会計実務に熟達するばかりでなく、税法その他関連する諸法令について、広汎な知識経験をもたなければ、税理士の業務を満足に行なうことはできない。むしろ、公認会計士は、税理士としての適格性にかかるとさえいえる。

このように太田発言が税理士に關して無知であるばかりでなく、全く無責任なものである。

太田氏は、この発言の中で、「

遠方の友に捧ぐ

大阪新田義信

昨年、東京・大阪・名古屋の青年税理士連盟が誕生した。

この目的は申すまでもなく、全国青年税理士の研鑽と親睦、税理士会の發展と税理士の社会的地位の向上である。

われわれ青年税理士は、難關と

いわれる国家試験をパスし、大いなる希望に燃えて開業にのみ切つてゐるのであるが、現実は孤独感と不安の連續で、暗夜に手探りの状態が実体ではなかろうか。又、税理士の社会的地位、税理士会の姿は、われわれの期待していた理想とは、かけ離れている面も、決して少なくない。全国青税連は、これらの青年税理士の持つている悩み、難問を、一つ一つ着実に解決し、特に新入会員の精神的ささ

ぱならない。

北は北海道から、南は九州までの都市には、すでに青税連が組織化されているが、その力は、するものは、「我々青年税理士で

が一人残らず一丸となって立ち上がり、権威ある税理士制度を確立するためには、全国の青年税理士

が一人残らず一丸となって立ち上がり、権威ある税理士制度を確立するためには、全国の青年税理士

古都秋色

京 都 吉 田 郡

中高生の制服姿ではじめり、過ぎゆく夏の名残りもそこに、暁のひんやりとした感触に秋をふと感じる頃には、早や各地より修学旅行生が集まってくる。観光バスで各所を廻って疲れ、夜の街々に京土産を求める彼等に、過去から現代に生きる京都の街はその化粧した顔のほんの一面しか見せないのである。

「古都の秋」を、諸兄が、本當

四季折々の京都の風物、景観、行事等については、今までにいろいろと紹介され、今さら、拙文を續ることもないと思います。

ただ、私の知るところ、これら筆者の方々がほとんど京都に生れ京都で生活している人々ではないことです。いわゆる「旅の人」の目で書かれていることです。京都の秋は、繁華街にあふれる

中高生の制服姿ではじめり、過ぎゆく夏の名残りもそこに、暁のひんやりとした感触に秋をふと感じる頃には、早や各地より修学旅行生が集まってくる。観光バスで各所を廻って疲れ、夜の街々に京土産を求める彼等に、過去から現代に生きる京都の街はその化粧した顔のほんの一面しか見せないのである。

「古都の秋」を、諸兄が、本當

原稿募集!!

研究文・論文等隨時ご投

稿下さい。十五字詰原稿用紙、十枚以内。投稿は発行

所宛。

輝く大小の石仏、洛西奥嵯峨の化野念仏寺。又、しば漬の積込時、
「しそ」の香りが、ただよう洛北
大原の里。春を織る織機を昼食時に止めた娘達の日溜りに、街路樹

都に近づいているのです。

京都の秋は、その素晴しさを本当に見せてくれるのは、十一月末か

えとなり、将来の希望と努力に光明を与え、税理士の社会的地位を確保しなければならない。

そのためには、全国の青年税理士

各単位会だより

名青税

東青税

大青税

さきごろ、株式会社監査制度改正試案が公表され、各方面からの意見をとりまとめたうえ、本年度末には法制審議会の答申をえて次に国会には政府改正案が上程される見込みである。納税者および税理士の権益擁護につながる商法改正試案に対する対策は、焦眉の急を要する問題である。名古屋会法対策実行委員会には、多数の名青税会員が所属している。この熱意と行動力が名古屋会を通じて、連合会の全国的運動への推進力となることを期している昨今である。

次に研修部で行った事務所経営実態調査の集計結果は、どのような形で会員に配布するか本会で検討中であるが、貴重な資料としての前評判は極めて高いようである。厚生部主催の全青税野球大会も毎々旬日に迫り、野球部員は毎土曜日の午後、青空の下に白球を追って日の落ちるのを知らず、ひそかに優勝をねらっているとか……青年よ大志を抱け！

(深草)

東京青税連は、過般公表された商法改正に関する民事局参事官室試案を重視し、九月十三日箱根にて役員研修会を開催し、商法改正問題、税理士法改正問題をあらゆる角度から検討を加えた結果、去る十月十二日(土)税理士会館において臨時総会を招集、満場一致で商法改正反対・税理士法改正促進を決議し大会宣言を公表した。この問題に関し制度部において、明大教授野間繁先生を講師に商法学者の広い視野からの考え方を明らかにするため、講習会を開催して好評を得、試案に対するガイダンスを会員に配布するなど意欲的に対処しており、又東京税理士会に対して本連盟より商法改正対策特別委員に多くの会員を加えている。(役員研修会の講習内容をテープに収録してありますのでご活用頂き問題点を把握して頂ければ幸甚です)又親睦と研究活動の推進ということで厚生部、研究部も趣味の同好会、青税ゼミの設置を提唱するなどそれぞれ独自の活動を展開している。更に全国組織の強化を目指し東北、北海道など未組織地区へのアプローチに専

念しております。その第一弾として九月二十一日(土)福島県郡山市に前田宣久君を派遣し、地元の税試同友会と商法問題を中心として、現在われわれ税理士の当面する諸問題を話し合い、彼の交流に一段の前進を見た。(鈴木)

(青木)

顧問先の繁栄のために力を注がれる先生方にお薦めしたいのです

やさしく読め——読みたくなるように編集された

顧問先配布用「月刊会計ニュース」をご利用下さい。

日税連編集「税理士会の簡易帳簿」 発売元
会計事務所専用 N K T 書式
東京税理士会・大阪合同税理士会制定の業務書式印刷



日本経営通信社

本社 東京都新宿区諏訪町227
電話(361)6531・6205(363)3401
支社 大阪(251)8928・2281~4
別府 0977(3)0510

—ご一報いただければ
見本・案内書お送りいたします。—